令和８年１０月１６日

南相馬市農業委員会
１０月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日　時　　令和８年１０月１６日(金)　午後１時３０分開会

場　所　　南相馬市労働福祉会館　２階会議室

１．出席委員

（１）農業委員

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
１	早瀬川　秀　一	出	１１	井　上　純　子	出
２	西　山　健　司	出	１２	杉　本　正　宏	出
３	横　山　　仁	出	１３	濱　田　賢　次	出
４	根　本　剛　実	出	１４	清　信　眞　一	出
５	桑　折　一　洋	出	１５	今　野　秀　幸	出
６	水　谷　　隆	出	１６	濱　名　弘　幸	出
７	遠　藤　一　郎	出	１７	半　谷　眞知子	出
８	前　田　一　郎	出	１８	塚　野　邦　好	出
９	荒　　利　敬	出	１９	今　野　由　喜	出
１０	鎌　田　宣　義	出			

（２）農地利用最適化推進委員

地区	氏　　名	出欠
小高区	長　井　里　志	出
鹿島区	紺　野　文　孝	出
原町区	田　中　正　幸	出

２．出席職員

（１）事務局

①局　長　戸浪　誠　　②次　長　大坪　勇彦　　③主　査　林　雄司

④主　査　宮本　達男　　⑤副主査　福島　沙奈

（２）農地集積課

①主　査　遠藤　昌治

４．日　程

日程第１　議事録署名委員の指名について
日程第２　諸般の報告
日程第３　報告第 27 号　農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について
日程第４　報告第 28 号　違反転用事案の報告について
日程第５　議案第 102 号　農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第６　議案第 103 号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第７　議案第 104 号　農地法第４条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第８　議案第 105 号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第９　議案第 106 号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 10　議案第 107 号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 11　議案第 108 号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 12　議案第 109 号　農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 13　議案第 110 号　現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会　午後１時３０分）

議　長　　只今より、令和８年１０月定例総会を開会いたします。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議　長　　日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１番委員、５番委員、６番委員を指名いたします。

議　長　　次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。９月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議　長　　次に、日程第３、報告第２７号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局　　報告第２７号についてご説明いたします。議案書の２ページから３ページになります。今回、６件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議　長　　それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議　長　　次に、日程第４、報告第２８号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局　　報告第２８号についてご説明いたします。議案書の４ページ、整理番号１番から２番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号１番については、昭和５８年頃に前所有者である申請者の父が住宅を建築し、現在まで一般住宅敷地として使用しているものです。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号２番については、昭和４０年頃から前所有者である申請者の父

が、隣接地への進入路として使用しており、現在に至るものです。今般、隣接地を売却するにあたり土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。以上です。

議　長　　それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議　長　　次に、日程第５、議案第１０２号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課　　議案第１０２号についてご説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第１７条の２８第３項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の５ページから７ページになります。対象地区は２地区で、利用権の設定が４件となります。議案書の６ページ、整理番号１番から２番につきましては、原町区一般地区における新規契約となります。議案書の７ページ、整理番号１番から２番につきましては、鹿島区浮田地区における担い手への集積による新規契約となります。賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議　長　　次に、日程第６、議案第１０３号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１０３号についてご説明いたします。議案書の８ページから１１ページになります。申請番号１番から９番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第７、議案第１０４号「農地法第４条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１０４号についてご説明いたします。議案書の１２ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番については、一般住宅等を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第２８号整理番号１番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、３番委員。

３番委員　　議案第１０４号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月１３日午前１０時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第８、議案第１０５号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求め

ます。

事務局　　議案第１０５号についてご説明いたします。議案書の１３ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番については、現場事務所及び駐車場等の目的で一時転用許可を受け、すでに供用を開始している案件です。当該地の地目は田であり、雨天時にぬかるみが生じる状況であり、今後の台風の到来や、冬季の降雪を考慮し、敷地の保全及び近接道路の汚損を防止するため、当初予定していなかった鉄板を設置したく、事業計画の変更許可を申請するものです。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１２番委員。

１２番委員　議案第１０５号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は２ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月７日午前９時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第９、議案第１０６号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１０６号についてご説明いたします。議案書の１４ページから２０ページ、申請番号１番から７番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番については、太陽光発電施設の設置を目的として転用許可を受けた案件です。工事の開始にあたり、現地調査を再度行ったところ、施工に支障がある法面が生じていることが判明しました。太陽光パネル等の構造物を安全に設置するためには、当

初の配置計画から変更が必要なため、事業計画の変更許可を申請するものです。
次に、申請番号２番から７番までは、関連事案となります。いずれも、同一の事業者が太陽光発電施設の設置を目的として転用許可を受けた案件です。今般、許可権者の審査に時間を要し、当初想定よりも許可を受ける時期が遅くなりました。その結果、太陽光パネルモジュールの仕入れの都合により、当初と異なる製品を使用することとなったため、構造物の形状に変更が生じ、事業計画の変更許可を必要とするものです。なお、土地利用計画に変更がないことから、現地調査については、申請代理人からの電話聞き取りで差し支えがないものとして、整理しておりますことを申し添えます。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１６番委員。

１６番委員　議案第１０６号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は３ページになります。事業計画変更内容は記載のとおりです。去る１０月１４日に、代理人行政書士へ電話にて確認を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　次に、申請番号２番及び３番について、１番委員。

１番委員　議案第１０６号申請番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は４ページになります。事業計画変更内容は記載のとおりです。去る１０月９日に、代理人行政書士へ電話にて確認を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
次に、議案第１０６号申請番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は５ページになります。事業計画変更内容は記載のとおりです。去る１０月９日に、代理人行政書士へ電話にて確認を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　次に、申請番号４番について、１３番委員。

１３番委員　議案第１０６号申請番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。現

地案内図は６ページになります。事業計画変更内容は記載のとおりです。去る１０月７日午後１時３０分より、代理人行政書士へ電話にて確認を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　次に、申請番号５番及び７番について、１１番委員。

１１番委員　議案第１０６号申請番号５番から７番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は７ページから９ページになります。事業計画変更内容は記載のとおりです。去る１０月９日に、代理人行政書士へ電話にて確認を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議　長　　次に、日程第１０、議案第１０７号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１０７号についてご説明いたします。議案書の２１ページから２２ページ、申請番号１番から４番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番及び２番については、同一事業者、同一土地所有者の案件であり、野立型の太陽光発電施設を、用途地域内の農地に設置する農地転用です。

次に、申請番号３番については、自己用住宅を、用途地域内の農地に造成する農地転用です。

次に、申請番号４番については、社宅を購入したところ、公道からの接道が存在しなかったため、進入路等を新たに設置するための農地転用です。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番から３番

について、５番委員。

５番委員　　議案第１０７号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１０ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月５日午前９時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第１０７号申請番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１１ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月５日午前９時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第１０７号申請番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１２ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月５日午前１０時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　次に、申請番号４番について、７番委員。

７番委員　　議案第１０７号申請番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１３ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月７日午後４時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第１１、議案第１０８号「農地法第５条の規定による所有権移転の

許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１０８号についてご説明いたします。議案書の１４ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号１番については、報告第２８号整理番号２番の関連案件です。隣接地への進入路として長年使用しており、今般、隣接地を売却するにあたり土地調査を行ったところ、当該地が農地であることがわかったので、違反の追認を受け、進入路として利用するための農地転用です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１８番委員。

１８番委員　議案第１０８号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１４ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月７日午後２時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議　長　　次に、日程第１２、議案第１０９号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１０９号についてご説明いたします。議案書の２４ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号１番は、近隣現場の工事に伴い、資材置場等を設置するための、一時転用事業となります。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、

１６番委員。

１６番委員　　議案第１０９号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１５ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１０月８日午後１時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第１３、議案第１１０号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　先ず、現地案内図に修正がありますので、報告させていただきます。現地案内図の５６ページ、申請番号３６番については、取り下げとなりましたので、次ページ以降、番号を一つ繰り下げる形で読み替えをお願いいたします。それでは、議案第１１０号についてご説明いたします。当日配布議案書の１ページから１０ページ、申請番号１番から４４番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請があった１１０筆のうち２筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番から１５番について、１１番委員。

１１番委員　　議案第１１０号申請番号１番から１５番について、現地調査の報告をいたします。去る１０月７日午後１時３０分より、農業委員２名、推進委員１名、事務局１名、合計４名で現地調査を行いました。申請番号１番から２番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は１６ページから１８ページです。申請があった１５筆すべて、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号３番について、報告いたします。現地案内図は１９ページです。

申請地は、傾斜地になっており進入路もないため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号４番から７番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は２０ページから２３ページです。申請があった６筆すべて、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号８番について、報告いたします。現地案内図は２４ページです。申請地は、進入路がなく、農地の西側には雑木が生い茂り日陰になるため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号９番から１４番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は２５ページから３０ページです。申請があった１１筆すべて、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号１５番について、報告いたします。現地案内図は３１ページです。田は、水利がなく、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。畑は、森林に隣接しており日陰になるため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

以上１５件について現地調査の報告といいたします。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　次に、申請番号１６番から３０番について、１５番委員。

１５番委員　議案第１１０号申請番号１６番から３０番について、現地調査の報告をいたします。去る１０月１３日午後1時３０分より、農業委員１名、推進委員２名、事務局１名、合計４名で現地調査を行いました。申請があった４５筆のうち、１筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。

先ず、申請番号２６番について、報告いたします。現地案内図は４４ページです。申請地は、草刈りがなされ、管理も行き届いており、農地としての利用価値が十分にあることから、農地と判断しました。

次に、申請番号１９番について、報告いたします。現地案内図は３７ページです。申請地は、雑草や一部雑木も生い茂り、加えて耕土が薄く、地盤が岩盤のために農作物の栽培には向かないため、農地としての利活用がないことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号２５番について、報告いたします。現地案内図は４３ページです。申請地は、平成４年に土地改良事業のため分筆が行われ、施工区域外の土地として現在に至っており、傾斜地且つ狭小地であるため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、残り１２件について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は各自でご参照ください。申請があった３８筆すべて、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

以上、１５件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　次に、申請番号３１番から４４番について、１３番委員。

１３番委員　議案第１１０号申請番号３１番から４４番について、現地調査の報告をいたします。去る１０月１４日午後1時より、農業委員２名、推進委員１名、事務局１名、合計４名で現地調査を行いました。申請番号３１番について、報告いたします。現地案内図は５１ページです。申請地は、狭小地のため農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号３２番から３４番について、報告いたします。現地案内図は５２ページから５４ページです。申請があった６筆すべて、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号３５番について、報告いたします。現地案内図は５５ページです。申請があった２筆のうち、２３番３は、草刈り等すれば農地として利用可能なことから、農地と判断しました。２１０番２は、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号３６番について、報告いたします。現地案内図は５７ページです。申請地は、大部分が法面となっており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号３７番から４２番について、報告いたします。現地案内図は５８ページから６３ページです。申請があった９筆すべて、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号４３番について、報告いたします。現地案内図は６４ページです。申請地は、傾斜地且つ狭小地のため農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号４４番について、報告いたします。現地案内図は６５ページです。申請があった６筆のうち、２２６番９は、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。残り５筆は、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

以上１４件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　以上で、本日予定いたしました報告２件及び議案９件、合わせて１１件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、１０月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

（閉会　午後２時１８分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和８年１０月１６日

議事録署名人（１番・ハヤセガワ　シュウイチ）

議事録署名人（５番・コオリ　カズヒロ）

議事録署名人（６番・ミズガイ　タカシ）